

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含みます。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、

早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

① 校内いじめ防止対策会議の構成

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、校内いじめ防止対策会議を設置します。

② 校内いじめ防止対策会議の役割

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、いじめに関する情報の収集、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行います。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、「対策会議」に学級担任や学年教職員などを加えて、校内いじめ対策ケース会議を立ち上げ、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施します。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないように伝えます。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。

- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態とといいます。

- ①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ②いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体煮重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和2年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭、教務主任
学年主任
児童支援コーディネーター
教育相談担当、養護教諭
スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・・・・・・（教務会）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（児童支援活動部会）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（児童支援活動部会）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（児童支援 Co）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳教育担当）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教務会）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（児童支援 Co・学年主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭・児童支援 Co）
- ・スクールソーシャルワーカーへの要請・・・・・・・・・・・・・・・・（校長）

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・児童会本部・運営委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（児童会活動担当）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（校外委員担当）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（地域教育会議担当）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（児童支援 Co）
- ・家庭センター（児童相談所）との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（校長・児童支援 Co）

7 令和2年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容（校内いじめ防止対策会議・児童支援活動部会・職員会議等）
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標、年間指導計画の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組についての確認
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 【児童生徒指導点検強化月間】の取組（いじめ防止週間①） ・第1回いじめアンケートの実施とその結果を受けての対応 ・いじめ防止標語の取組・掲示 ・いじめ防止についての研修
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回効果測定実施 ・三者面談の実施 ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回効果測定の考察と研修
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・児童前期生活の振り返りの実施 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 【人権月間】の取組（いじめ防止週間②） ・第2回いじめアンケートの実施その結果を受けての対応 ・いじめの防止対策に関する研修 （・学校公開日の人権等に関する授業公開）
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回効果測定実施 ・個人面談の実施 ・保護者学校評価アンケートの実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・第1・2回効果測定の考察と研修 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
2	<ul style="list-style-type: none"> 【学校体制振り返り月間】の取組 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・児童後期生活の振り返りの実施 ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童・生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

・代表委員会を主体とした活動

学校行事や児童会活動等において、代表委員会が中心となって子どもたちの思いを生かして活動が進められるように工夫していきます。運動会のマスコットキャラクターを募集して決定したり、全校競技種目の内容について話し合ったりします。また、1年生を迎える会や6年生の地区別運動会の壮行会の内容等も代表委員会を中心に話し合っ

て決めます。

・係活動・実行委員・各種委員会などの活動

児童が主体的に活動していく場面は、学級での係活動、学年での実行委員(3年生以上)、学校全体では代表委員会や各種委員会活動等たくさんあります。子どもたちが、みんなのために自分ができることを考えて実践していく力を伸ばしていけるよう、子どもたちの成長段階に合わせて、またそれぞれの活動の内容に応じて児童が主体的に活動できるような工夫をしていきます。

・ゆめみ子ども会議の充実

全学年の子どもたちが、自分たちの考えを学校全体に発信する「ゆめみ子ども会議」を実施しています。「よりよい夢見ヶ崎小学校にするためにどのような活動ができるか」を考えて発表し、話し合っ

て一年間実践して行きます。「ゆめみ子ども会議」を、子どもたちの意見を活発に交流する場にするために、一人ひとりが考えをもって話し合いに参加できるような取組をしたいと考えています。

[交流活動の活性化]

・にじいろ班活動(たてわり班活動)の内容の充実

1年生から6年生全学年児童で12人位のにじいろ班(縦割り班)を構成し、年間を通して交流活動を行います。活動内容は、集会活動や除草活動、全校児童集会ドリームワールドなどです。にじいろ班の活動は、他学年を思いやる気持ちと高学年のリーダーシップを育てる機会となり、豊かな心を育む取組の中心となる活動です。子どもたちが、活動を通して満足感や達成感をもてるようにしていきます。

[啓発活動]

・いじめ防止週間の取組

「いじめをやめさせたい」「いじめは許されない」と思う児童の意識向上をめざして、年間2回のいじめ防止週間を設けて取り組みます。

<いじめ防止週間①>

①6月の朝会で、「いじめについて考えてみよう」と提案・啓発をします。

②各学級で話し合い・意見交流をします。

- ③一人一人がいじめ防止の標語を作り、さらに個人の具体的な取り組みを伝え合います。
- ④各学年でまとめたものを廊下に掲示し、年間を通して意識づけを行います。

<いじめ防止週間②>

- ①いじめ防止標語コンクール・私の行動宣言に取り組みます。(11月)
- ②学校公開日に合わせて、人権学習や共生*共育プログラムの授業を公開します。
- ③年度末に、各学級でのいじめについての振り返りを実施します。

・いじめアンケートの実施と対応

上記の2回のいじめ防止週間に合わせて、「いじめアンケート」を実施し、子どもたちの声をよく聞くように努めます。アンケートで気になったことは、子どもと話し合い、丁寧に対応していきます。

・「ゆめみ生活カード」の活用

誰もが気持ち良い学校生活を過ごすために、学校生活のルールとマナー(ゆめみっこの約束や月目標など)を知り、毎週「ゆめみ生活カード」で、自分の行動の振り返りを行い、生活習慣の定着・規範意識の向上に努めていきます。

保護者の取組 (PTA 活動)

・あいさつ運動の取組

児童の安全見守りとともに、地域であいさつを交わす機会を増やすことをねらいとして、学年ごとにあいさつ運動期間を設定し、通学路の数箇所のポイントを中心としたあいさつ運動を実施します。

地域住民の取組

・安心・安全サポートチームによるあいさつ運動

日常的に地域の子どもの見守りをし、気になる情報を学校に伝えます。また、安心・安全サポートチームのメンバーの見守り活動の一環として、中学校区を輪番制で、毎月あいさつ運動を実施しています。